

# 高年齢雇用継続給付について

# 高年齢雇用継続給付の概要

## 給付金の種類

### ① 高年齢雇用継続基本給付金

被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の労働者であって、60歳以後の各月に支払われる賃金が原則として60歳時点の賃金額の75%未満となった状態で雇用を継続する高年齢者

### ② 高年齢再就職給付金

基本手当を受給した後、60歳以後に再就職して、再就職後の各月に支払われる賃金額が基本手当の基準となった賃金日額を30倍した額の75%未満となった者で以下の要件を満たす者

- a 基本手当についての被保険者であった期間が5年以上あること
- b 再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上あること
- c 安定した職業に就くことにより被保険者となったこと

(注) 同一の再就職について、再就職手当と高年齢再就職給付金は併給されない。

## 給付額

60歳以後の各月の賃金の**15%**（令和7年度以降は10%）

※賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金70.15%（令和7年度以降は70.4%）

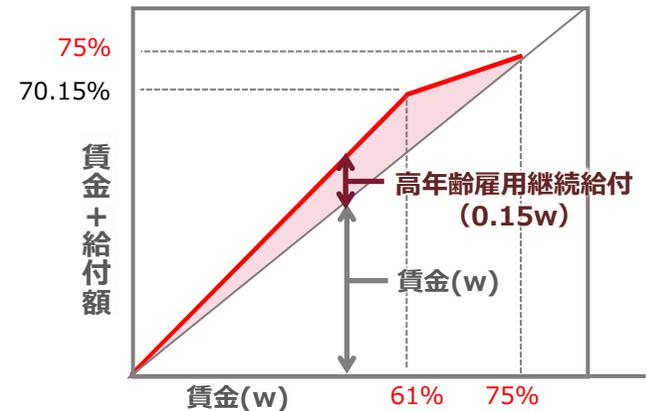
を超え75%未満の場合は逓減した率【右図参照】

※賃金と給付の合計が月額37万452円を超える場合、超える額を減額

## 支給期間

65歳に達するまでの期間

※高年齢再就職給付金は、基本手当の支給残日数200日以上は2年間、100日以上は1年間



(注) %は60歳時点の賃金に対する割合である。

(参考) 主な制度変遷

	平成15年改正以前 (平成7年4月創設)	平成15年改正 (同年5月施行)	令和2年改正 (令和7年4月施行)
<b>給付率</b>	<p>賃金の原則 <b>25%</b></p> <p>※賃金と給付額の合計が60歳時賃金に比して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 80 – 85% : 給付額は逓減</li> <li>・ 85%以上 : 支給しない</li> </ul>	<p>賃金の原則 <b>15%</b></p> <p>※賃金と給付額の合計が60歳時賃金に比して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 70.15 – 75% : 給付額は逓減</li> <li>・ 75%以上 : 支給しない</li> </ul>	<p>賃金の原則 <b>10%</b></p> <p>※賃金と給付額の合計が60歳時賃金に比して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 70.4 – 75% : 給付額は逓減</li> <li>・ 75%以上 : 支給しない</li> </ul>

# 高年齢雇用継続給付の支給状況

【年度別】

(単位：人、千円、%)

	初回受給者数		支給金額	
		前年度比		前年度比
平成25年度	180,330	△4.4	173,355,454	△0.7
平成26年度	178,165	△1.2	173,713,743	0.2
平成27年度	178,861	0.4	172,446,776	△0.7
平成28年度	173,824	△2.8	171,905,109	△0.3
平成29年度	168,816	△2.9	174,545,829	1.5
平成30年度	172,135	2.0	176,890,376	1.3
令和元年度	171,188	△ 0.6	179,296,511	1.4
令和2年度	184,075	7.5	183,871,449	2.6
令和3年度	173,671	△5.7	177,593,424	△3.4
令和4年度	171,864	△1.0	175,513,964	△1.2

(注1)各年度の数値は、年度合計値である。

(注2)支給金額は業務統計値である。

【月別】

(単位：人、千円、%)

	初回受給者数		支給金額	
		前年比		前年比
11月	11,933	△3.3	15,146,716	△3.6
12月	11,907	△7.5	14,295,119	△5.3
令和4年1月	10,086	△11.4	14,840,559	△2.8
2月	10,089	△2.4	13,669,157	△5.6
3月	12,552	△6.8	15,256,186	△5.1
4月	11,567	△5.5	13,443,951	△4.8
5月	19,835	0.9	14,738,222	0.7
6月	28,333	△1.4	14,395,671	△4.5
7月	19,676	△3.9	15,234,716	△4.6
8月	12,331	△2.0	14,473,230	△0.3
9月	11,237	△7.8	14,900,330	△4.6
10月	11,171	△0.3	14,642,444	1.3
11月	12,066	1.1	15,140,473	△0.0
12月	11,747	△1.3	14,229,581	△0.5
令和5年1月	10,289	2.0	14,916,921	0.5
2月	10,366	2.7	14,001,283	2.4
3月	13,246	5.5	15,397,141	0.9
4月	11,440	△1.1	13,538,965	0.7
5月	20,126	1.5	14,798,459	0.4
6月	28,051	△1.0	14,435,370	0.3
7月	20,066	2.0	15,280,686	0.3
8月	12,278	△0.4	14,193,460	△1.9
9月	11,335	0.9	15,058,853	1.1
10月	11,544	3.3	14,377,932	△1.8

(注)令和5年4月以降の数値は、速報値であり変動があり得る。

## 高年齢雇用継続給付の支給状況②

	受給者実人員 (A)	支給額(千円) (B)	一月の一人当たり 平均給付額 (B/A)
令和2年度	6,600,608	183,871,449	27,857円
令和3年度	6,491,084	177,593,424	27,360円
令和4年度	6,412,509	175,513,964	27,371円

雇用保険課調べ

	最高額	最低額
一月の一人当たり 最高額及び最低額 (※)	44,500円	2,197円

(※) 令和5年8月1日以降の支給最高額及び最低額

### ● 55～59歳層と60～64歳層の賃金比較

年齢	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
55～59歳 (A)	370.3千円	367.2千円	368.6千円	365.5千円	370.0千円
60～64歳 (B)	278.4千円	283.0千円	289.3千円	292.8千円	295.6千円
B/A	75.2%	77.1%	78.5%	80.1%	79.9%

(※) 一般労働者の所定内給与額

資料出所：賃金構造基本統計調査

## 高年齢雇用継続給付の支給状況③

令和4年度（基本給付金）

支給金額区分	受給者実人員	割合
	6,411,982	100%
～4,999円	224,899	3.5%
5,000～ 9,999円	410,699	6.4%
10,000～ 14,999円	451,657	7.0%
15,000～ 19,999円	510,045	8.0%
20,000～ 24,999円	665,776	10.4%
25,000～ 29,999円	1,020,914	15.9%
30,000～ 34,999円	1,290,933	20.1%
35,000～ 39,999円	1,153,119	18.0%
40,000円～	683,940	10.7%

雇用保険課調べ

# 高年齢雇用継続給付に関する過去の主な意見①

## 雇用保険部会報告書（平成19年1月9日）

- 高年齢雇用継続給付については、改正高年齢者雇用安定法等を踏まえ、原則として平成24年度までの措置とし、激変を避ける観点から、その後段階的に廃止すべきである（同年度までに60歳に達した者を対象とする。）。

## 雇用保険部会報告書（平成21年12月28日）

- 高年齢雇用継続給付については、（中略）60歳代前半層の雇用の状況を踏まえ、平成25年度以降のあり方を改めて検討すべき。

## 雇用保険部会報告書（平成24年1月6日）

- 高年齢雇用継続給付については、制度の存在意義を問う意見がある一方で、制度の拡充等を図るべきという意見もある。  
高年齢者雇用安定法に基づく高年齢者雇用確保措置の義務年齢が平成25年度に65歳まで引き上げられるが、高年齢雇用継続給付は、実態として労使間で広く定着し、高年齢者の雇用促進に重要な役割を果たしているのが現状である。
- こうした現状を踏まえ、雇用と年金の接続に資する観点も考慮し、高年齢雇用継続給付は当面の間は存置することとし、今後の高齢者雇用の動向を注視しつつ、その在り方について改めて再検証すべきである。

## 雇用保険部会報告書（平成25年12月26日）

- 高年齢雇用継続給付及び65歳以上への対処については、今後の高齢者雇用の動向や社会経済情勢等を勘案しつつ、引き続き中長期的な観点から議論していくべきである。

# 高年齢雇用継続給付に関する過去の主な意見②

## 雇用保険部会報告書（平成27年12月25日）

- 高年齢雇用継続給付については、今後の高齢者雇用の動向や社会経済情勢等を勘案しつつ、引き続き中長期的な観点から議論していくべきである。

## 雇用保険部会報告書（平成28年12月13日）

- 高年齢雇用継続給付については、今後の高齢者雇用の動向や社会経済情勢等を勘案しつつ、引き続き中長期的な観点から議論していくべきである。

## 雇用保険部会報告書（令和元年12月25日）

- （前略）今後、高年齢労働者も含め、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保が求められていくこと等を踏まえると、雇用継続給付としての高年齢雇用継続給付については、段階的に縮小することが適当である。
- その際には、当該給付が高年齢労働者の継続雇用時の処遇決定に影響を与えている実情にかんがみ、事業主を含めた周知を十分な時間的余裕をもって行うとともに、激変を避ける対応が必要である。具体的には、令和6年度までは現状を維持した上で、65歳未満の継続雇用制度の経過措置が終了する令和7年度から新たに60歳となる高年齢労働者への同給付の給付率を半分程度に縮小することが適当である。

また、高年齢雇用継続給付の見直しに当たり、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を推進する等の観点から、高年齢労働者の処遇の改善に向けて先行して取り組む事業主に対する支援策とともに、同給付金の給付率の縮小後の激変緩和措置についても併せて講じていくべきである。

その上で、高年齢雇用継続給付の在り方については、これらの状況も見つつ、廃止も含め、更に検討を行うべきである。

# 高齢者雇用対策の概要

人生100年時代を迎える中で、意欲のある高齢者が年齢にかかわらず働き続けることのできる生涯現役社会の構築が必要。このため、企業における希望者全員の65歳までの雇用確保の仕組みが整備された中で、高年齢者雇用安定法により企業における安定した雇用・就業の確保、中高年齢者等の再就職支援及び地域における多様な雇用・就業機会の確保を図る。

## 企業における安定した雇用・就業の確保

- 60歳未満の定年禁止
- 65歳までの雇用確保措置（義務）  
① 65歳までの定年引き上げ／② 定年制の廃止／③ 65歳までの継続雇用制度（再雇用制度等）の導入
- 70歳までの就業確保措置（努力義務）  
① 70歳までの定年引き上げ／② 定年制の廃止／③ 70歳までの継続雇用制度の導入（他の事業主によるものを含む）／  
④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入／⑤ 70歳まで継続的に社会貢献活動に従事できる制度の導入
- 70歳雇用推進プランナー等による事業主等に対する高年齢者の活用に必要な環境の整備に関する相談・援助の実施及び65歳以上の年齢までの定年引上げ・希望者全員を66歳以上の年齢までの継続雇用延長を行う事業主や、高年齢者にとって働きやすい環境の整備を行う事業主等に対する「65歳超雇用推進助成金」の支給

## 中高年齢者等の再就職支援

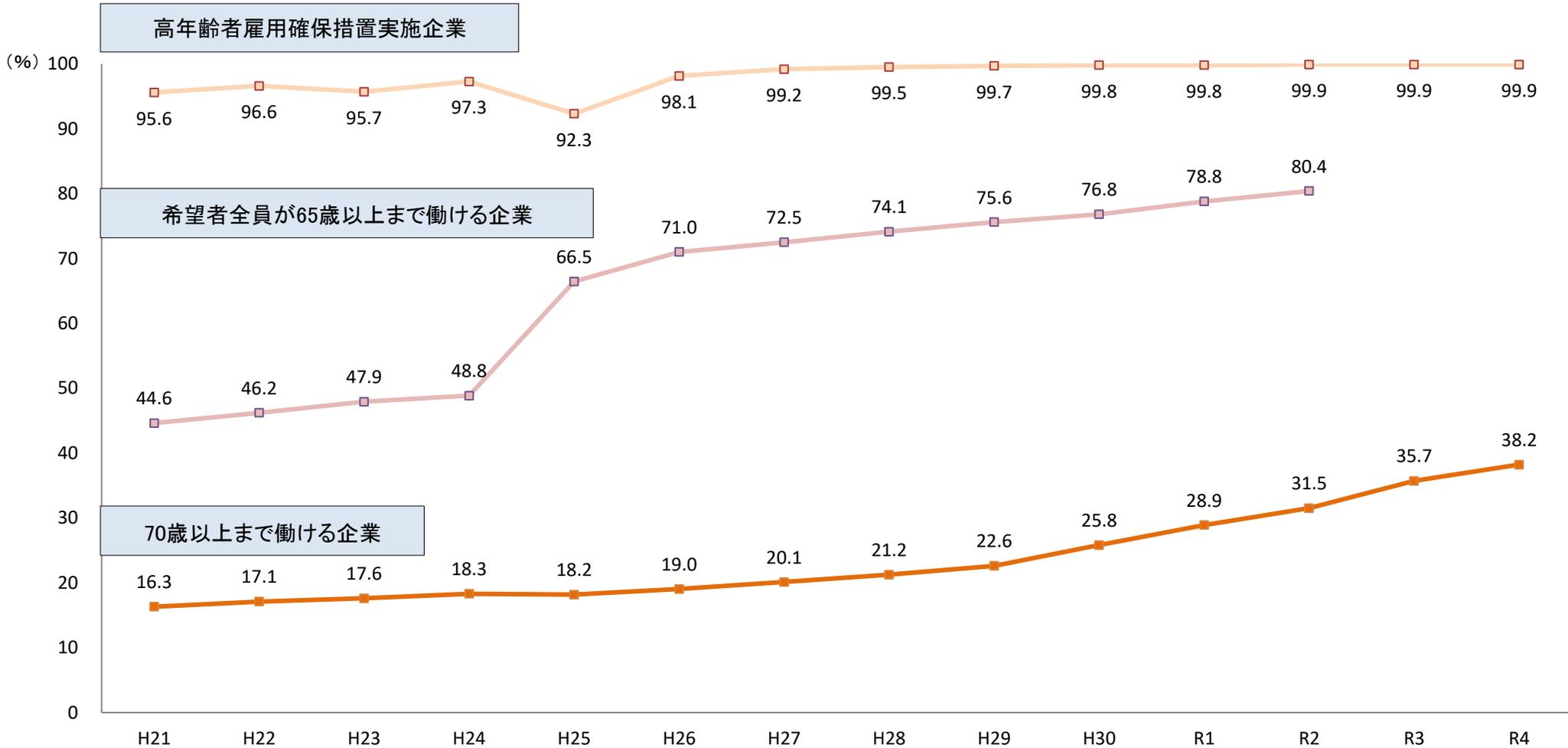
- 65歳以上の高齢者に対する再就職支援を重点的に行う「生涯現役支援窓口」をハローワークに設置

## 地域における多様な雇用・就業機会の確保

- 地方自治体を中心となった協議会の提案により、多様な就業機会の創出や地域の関係機関のネットワーク形成を通じた持続可能なモデルづくりを行う「生涯現役地域づくり環境整備事業」を実施
- 臨時的・短期的または軽易な就業を希望する高年齢者に就業機会を提供する「シルバー人材センター」を設置

# 高年齢者雇用確保措置の実施状況

- 65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施している企業は175,452社、割合は99.9%となっている。(31人以上規模企業)
- 70歳以上まで働ける企業は67,033社、割合は38.2%である。(31人以上規模企業)



資料出所：厚生労働省「高年齢者雇用状況等報告」集計結果

(注1) 各年6月1日現在。平成25年4月に制度改正(継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止)があったため、平成24年と25年の数値は単純比較できない。

(注2) 「希望者全員が65歳以上まで働ける企業」の数値については、就業確保措置が導入された令和3年以降は集計していない。

# 令和4年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果概要

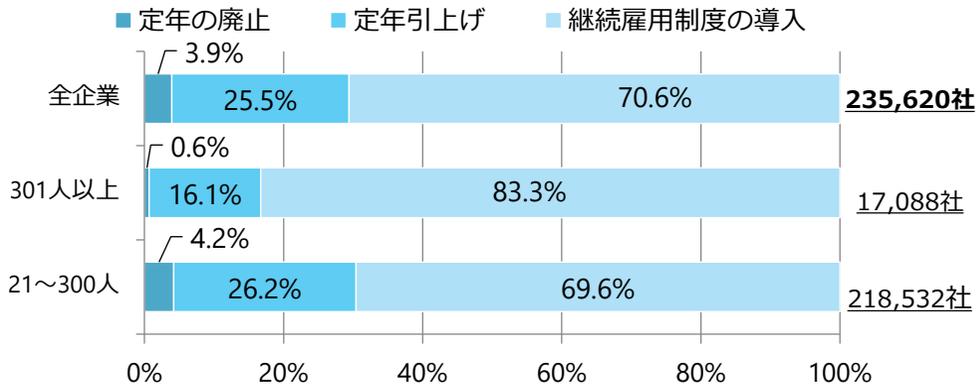
令和4年6月1日現在

〈集計対象〉全国の常時雇用する労働者が21人以上の企業235,875社〈大企業(301人以上規模):17,090社、中小企業(21~300人規模):218,785社〉

## 1. 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況

- 雇用確保措置の実施企業数(割合): 235,620社(99.9%)[対前年0.2pt増]

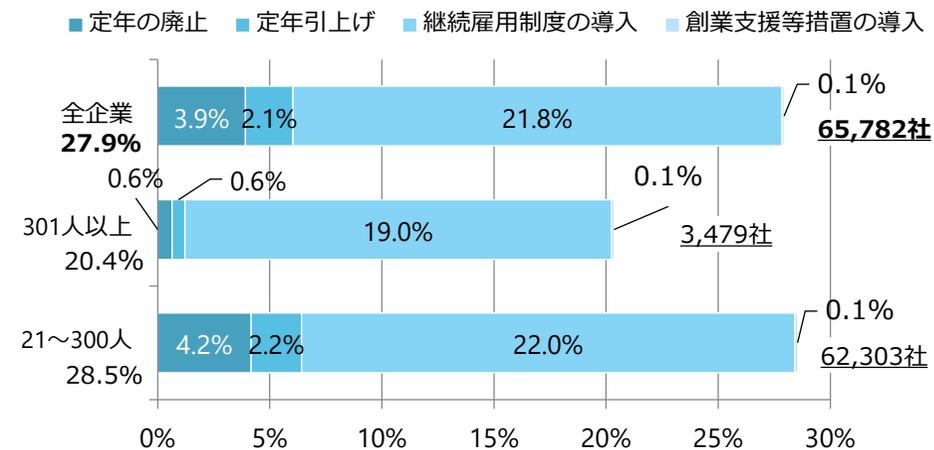
### 実施企業における措置の内訳



## 2. 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

- 就業確保措置の実施企業数(割合): 65,782社(27.9%)[対前年2.3pt増]

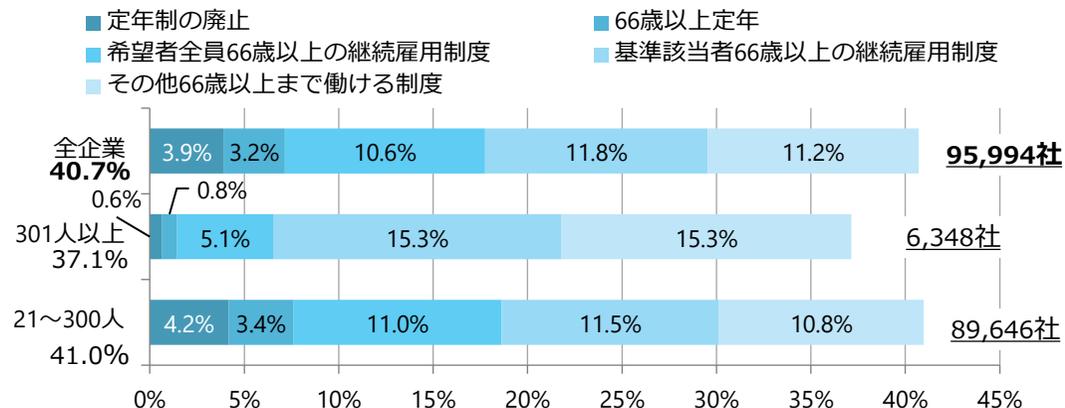
### 企業規模別の措置実施状況



## 3. 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

- 66歳以上まで働ける制度のある企業数(割合): 95,994社(40.7%)[対前年2.4pt増]

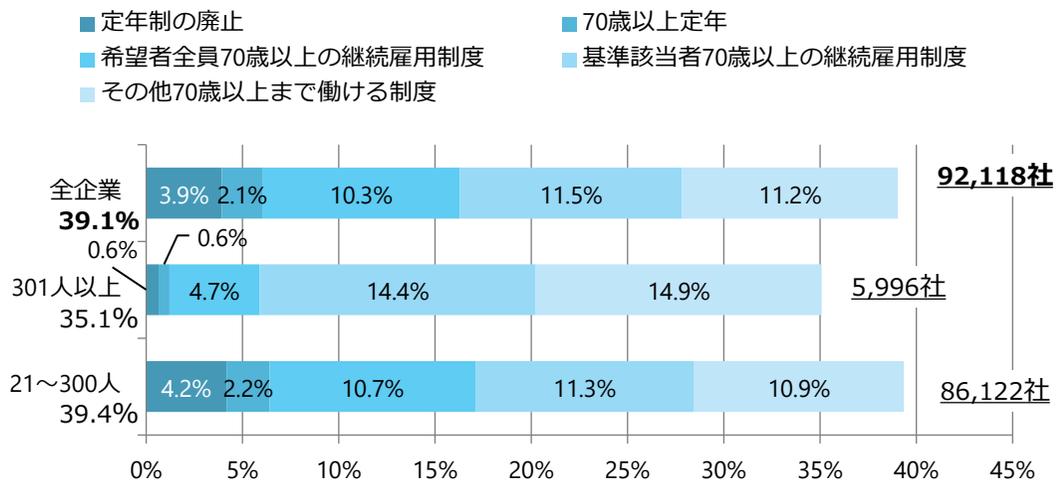
### 企業規模別の制度導入状況



## 4. 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況

- 70歳以上まで働ける制度のある企業数(割合): 92,118社(39.1%)[対前年2.5pt増]

### 企業規模別の制度導入状況



# 論 点

- 高年齢雇用継続給付については、令和元年12月25日の雇用保険部会報告書にあるように、令和7年4月からの給付率引下げの施行状況等を見つつ、廃止も含め、引き続き検討することとしてはどうか。